

新倉敷商工会館建設に係る協力金のお願い



倉敷商工会議所は昭和4年3月の設立以来、地域総合経済団体として商工業の振興と地域経済の発展に努め、倉敷市経済界の中核機能を担いながら今日に至っております。

ご高承の通り、現会館は築後50年が経過しており、老朽化が著しく、会議室等の機能面や情報化への対応など、現会館では会員の皆様の様々なニーズを満たす各種サービスの提供が十分に出来ていない状況であります。

新会館は、地域のシンボルとして、また会員の皆様の拠り所として機能的で安全性が高く、防災機能を備え、環境にも配慮した建物を目指します。また、高梁川流域に位置する7市3町の中心的役割を担っている倉敷市とともに流域圏の商工業発展を目指し、皆様が利用し易い新たな産業ビジネスの交流拠点として、建設に向けて取り組んで参りたいと考えております。

新会館建設に向けて総力を挙げて諸準備を進めているところですが、多額の資金を要する事業であり、総額1億5千万円を目標として、皆様よりご協力をいただきたいと考えているところでございます。

どうか、会員の皆様におかれましては、新会館建設にご理解を賜り、時節柄、何かとご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、趣旨ご賢察の上、倉敷商工会議所新会館建設協力金の拠出につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

新倉敷商工会館

1. 建設計画概要

所在地：倉敷市白楽町249-5	構造階数：鉄骨造 7階建
敷地面積：5,681㎡	建築面積：580㎡
延床面積：3,183㎡	駐車台数：206台（月極を含む）
着工：2020年10月	竣工：2022年9月（外構を含む竣工予定）

2. 新倉敷商工会館の特徴

- ①3階と最上階の7階に分割可能な2室をそれぞれ用意。最大120名収容可能となる会議室があり、各種講演会、研修会などが開催できる機能的な会館
- ②2階フロアに商工会議所事務局と正副会頭室、相談ブースなどを設置し、会員サービスを重視した使いやすい会館。また、災害時に地区住民などの一時避難所としての機能も兼ね備えた会館
- ③公証人役場、司法書士事務所などの入居により、事業所や市民の方々も利用することができ、会員・市民になくてはならない会館

3. 建設協力金の基準

募集協力金 総額1億5千万円

（出来る限り、下記の金額でご協力をお願い致します。）

会員 1口：1万円（1口以上でご協力をお願い致します。）

※経理処理については、右記をご参照下さい。

4. 募集期間

~~第1期：令和2年10月1日～令和3年3月31日まで~~

第2期：令和3年4月1日～令和3年12月31日まで

第3期：令和4年1月1日～令和4年9月30日まで

5. 払込方法

お送りいただきました建設協力金申込書に基づき払込書（請求書）を送付致しますので、各募集期間内に下記の指定口座へお振込をお願い申し上げます。

■建設協力金指定口座

クシキョウコカイクシヨ カイトウ イウエ ミネト

口座名：倉敷商工会議所 会頭 井上 峰一

金融機関名：中国銀行 倉敷支店

預金種別：普通預金

口座番号：2556620

6. 協力事業者について

■協力事業者全員：新会館建設協力金の協力事業者の皆様につきましては、新会館建設後、当所ホームページに掲載させていただきます。

■高額協力事業者：100万円以上の高額協力事業者には、奉名板に事業所名・協力金額を掲示させていただきます。

建設協力金に対する税法上の取扱いについて

新倉敷商工会館建設に係る建設協力金は、「共同的施設の設置のために支出する費用」に該当し、次のとおり経理処理をお願いすることになります。

(1) 負担された総額が単年度で20万円未満の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度において損金処理をした時は、その事業年度の損金の額が算入されます。
- ②個人事業主 その支出した年分の必要経費に算入されます。

(2) 負担された総額が単年度で20万円以上の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度の繰延資産に計上します。
- ②個人事業主 その支出した年分の繰延資産に計上します。

【減価償却期間及び方法】

- イ. 償却期間 10年
- ロ. 償却方法 均等償却
- ハ. 償却開始の時期

償却開始の時期は、建設協力金を支出したときからとなります。

ニ. その他

協力金を分割して支出する場合は、総額が確定していてもその総額を未払金に計上して償却することはできませんが、分割期間が短期間（おおむね3年以内）の場合は、当初に総額を計上して償却することも可能です。

(3) 消費税

協力金は課税仕入れに該当しません。

※本建設協力金に対する税法上の取扱いにつきまして、何かご不明な点等がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

■ご注意

個人事業主でない給与所得者等の個人の方については、繰延資産の取扱いや寄付金控除の対象となりません。

■お問い合わせ先

倉敷商工会議所 総務部

TEL : 086-424-2111

FAX : 086-426-6911

<郵送先> 〒710-8585 倉敷市白楽町249-5

倉敷商工会議所 総務部 宛

<FAX> 086-426-6911

<メール> kccisqr.or.jp

無料

基本を学ぼう!

会計・財務・税務の基礎力強化セミナー

企業会計において、経営の合理化をすすめるためには、正確な記帳方法を習得し、自社の財務状況を正確に把握しておかなければなりません。

倉敷商工会議所では、会計・財務・税務に関する基礎力強化セミナーを開催致します。また、クラウド会計ソフトにおける生産性向上についてもご案内します。是非、今後の自社の経理や決算書の把握にお役立てください!

日程 【法人の部】12月14日(火)、16日(木)
【個人の部】12月21日(火)、23日(木)

時間 各日17:30~19:30

内容 全体的に初心者向け(詳細は裏面)

受講方法 オンライン(Zoom)

対象 経営者・経理担当等(個人事業者、法人)

定員 各20人(定員に達し次第終了)

申込方法 締切12/8(水)

● 特設WEBページから ●

QRコード読込 もしくは
下記URLよりお申込みください。
<https://forms.gle/E3UJqPuGcdkCTVFbA>



● 倉敷商工会議所HPから ●

倉敷商工会議所 検索



お申込みいただいた方には、当所よりメールにて資料等をお送りします。
令和3年12月9日(木)迄にメールが届かない場合は倉敷商工会議所までお問合せください。

注意事項

- ※ パソコンもしくはタブレットでの受講をお願い致します(スマホでの受講はご遠慮ください)
- ※ 進行状況により、裏面のスケジュールや内容の一部が、予告なく変更される場合があります
- ※ 本講座は、簿記検定対策ではありません
- ※ 本講座では、修了書の発行はありません

お問い合わせ先

倉敷商工会議所 中小企業相談所 事業課(相川)

〒710-8585 倉敷市白楽町 249-5

TEL (086)424-2111 FAX (086)426-6911 E-mail:soudan@kura-cci.or.jp

セミナースケジュール

法人の部	第1回 12/14 火	会計と決算書	テーマ・内容
	1	会計の基本	財務会計と管理会計の考え方
	2	法人の決算書	決算書の種類と仕組み
	3	損益計算書	5種類の利益の意味
	4	貸借対照表	3区分（資産・負債・純資産）の意味
	5	その他の決算書類	株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書
	6	決算書の見方	主要な分析手法と指標の紹介
	第2回 12/16 木	会計と税務	テーマ・内容
	0	クラウド会計とは	マネーフォワード会計についてのご案内
	1	税金の基本	法人経営に必要な所得税、法人税
	2	消費税の基本	課税・非課税・不課税（対象外）の判定
	3	軽減税率制度	軽減税率の範囲とインボイス制度への準備
	4	会計ソフトの活用	代表的なソフトウェアの紹介と選び方
	5	会計と電子化	電子申告・申請、電子帳簿保存 など
6	会計と経営	会計を法人経営に活かす	

個人の部	第1回 12/21 火	会計と決算書	テーマ・内容
	1	会計の基本	財務会計と管理会計の考え方
	2	企業ごとの会計	個人事業と法人組織の比較
	3	企業ごとの決算書	個人事業と法人組織の比較
	4	損益計算書	3種類の利益の意味
	5	貸借対照表	3区分（資産・負債・純資産）の意味
	6	決算書の見方	簡単な分析手法と指標の紹介 ～個人事業主編～
	第2回 12/23 木	会計と税務	テーマ・内容
	0	クラウド会計とは	マネーフォワード確定申告についてのご案内
	1	税金の基本	個人事業と法人との税金の比較
	2	消費税の基本	課税・非課税・不課税（対象外）の判定
	3	簡易課税制度	有利・不利選択の必要性
	4	軽減税率制度	軽減税率の範囲とインボイス制度への準備
	5	会計ソフトの活用	代表的なソフトウェアの紹介と選び方
6	会計と電子化	電子申告・申請、電子帳簿保存 など	

新春経済講演会・新年互礼会 開催のご案内

定員/150人 (定員に達し次第
締切ります。)

講演会

令和4年 **1月24日(月)**

15:15~16:45

倉敷アイビースクエア「フローラルコート」

※皆様方お誘い合わせのうえ ご来場ください。

聴講料
無料

〔演題〕 『2022年の中国経済の展望—岸田政権下の日中関係の新たな動き』

プロフィール

〔講師〕

東京財団政策研究所
主席研究員

か 柯 りゅう 隆 氏



1963年 中国南京市生まれ
1988年 留学のため、来日
1992年 愛知大学法経学部卒業
1994年 名古屋大学大学院経済学研究科修士課程修了
同年 長銀総合研究所研究員
1998年 富士通総研経済研究所主任研究員
2006年 同主席研究員
2018年 東京財団政策研究所主席研究員
兼 職 静岡県立大学特任教授
多摩大学大学院客員教授
Japan SPOTLIGHT 編集委員ほか

著 書

『中国「強国復権」の条件「一带一路」大望とリスク』
(慶應義塾大学出版会、2018年、第13回榎山純三賞受賞)ほか

新年互礼会 懇親会

17:10~18:30

倉敷アイビースクエア「オパールの間」

〔懇親会費〕 1人につき3,000円 (当日ご持参願います。)

〔申込先〕 公益社団法人倉敷法人会事務局 (〒710-0824 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館5階)
TEL.086-430-6117 FAX.086-430-6118

※ご聴講希望者はTELまたはFAXにてお申し込みください。

〔申込締切〕 令和4年1月14日(金)

主 催 公益社団法人倉敷・児島・玉島法人会

共 催 倉敷・児島・玉島・総社商工会議所

つくぼ・真備船穂・総社吉備路商工会

倉敷間税会、倉敷税務署管内青色申告会連合会

切り取らずにこのままFAXにてご返信ください。

新春経済講演会・新年互礼会 申込書

講演会

懇親会

出席・欠席

出席・欠席

(いずれかを○印で囲んでください)

(いずれかを○印で囲んでください)

事業所名		住 所	
氏 名		T E L	

《ご参加される皆様へ》

マスクを着用してご参加ください。セミナー実施にあたりましては、会場の換気、ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置など新型コロナウイルス感染予防に努めます。

開催日までの状況変化により、セミナーを中止させていただくこともありますので、ご承知おきください。

【個人情報の取り扱いについて】

本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナーに関する連絡の目的のみ使用致します。



岡山県
飲食店等

一時支援金

第3期



©岡山県「ももっち」

©岡山県「うらっち」

給付金 (一事業者一回限り)

法人

40万円

個人事業者

20万円

給付対象

外出機会の減少による影響を受け、令和3年の7月、8月又は9月の売上が令和元年比又は令和2年比で30%以上減少している事業者で、次の①から⑧のいずれにも該当すること

- ① 県内に主たる事業所を有すること
- ② 次のいずれかに該当する事業を営み、かつ、その事業の売上が最も大きいこと
 - ア) 飲食店
 - イ) 飲食店と直接・間接の取引がある事業者
 - ウ) 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
 - エ) ウの事業者と直接の取引がある事業者
- ③ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ④ 国の月次支援金(令和3年7月~9月分)を受給していない又は今後も受給する予定がないこと
- ⑤ 都道府県による令和3年7月から9月における休業若しくは営業時間短縮の要請に伴う協力金を受給していない又は今後も受給する予定がないこと
- ⑥ 都道府県による新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく休業若しくは営業時間短縮に係る命令の前提となる口頭指導又は文書の事前通知を受けていないこと
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- ⑧ 今後も事業を継続する意思があること

裏面の
対象事業者の
考え方を
ご覧ください

申請方法について ※申請は、2段階(確認機関 → 県)となります (第2期から変更はありません)

- ① 岡山県飲食店等一時支援金(第3期) HPから様式、申請要領等をダウンロード

【第1段階】 確認機関での事前確認

- ② 右記の書類を準備: 事前確認用チェックリスト、売上減少・該当要件申告書(確定申告書・売上台帳等写しを添付)
- ③ 確認機関に②の書類を提出
- ④ 確認機関で該当要件が確認できた場合、確認通知書を発行

受付期間 令和3年 11月1日(月)~12月24日(金) ※当日消印有効

提出方法 郵送のみ

提出先 確認機関(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)

※確認機関一覧は下記HPに掲載しています

【第2段階】 県への申請

- ⑤ 下記の書類を添付して申請
 - ア) 確認通知書 ※第1期又は第2期の県一時支援金を受給し、申請者情報に変更がない事業者はエとオの添付は不要
 - イ) 交付申請書兼実績報告書
 - ウ) 誓約書
 - エ) 振込先口座を確認できる通帳写し
 - オ) 【個人事業者のみ】本人確認書類(免許証等)

受付期間 令和3年 11月8日(月) ~

提出方法 電子申請又は郵送 ※電子申請が便利です

提出先 電子申請 確認通知書に記載のQRコード又は URLから申請用HPにアクセス

郵送 〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 岡山県飲食店等一時支援金受付係

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

下記HPに様式、申請要領、よくあるご質問等を掲載しています。HPで手続きの詳細をご確認の上、申請してください。

[https:// www.pref.okayama.jp/page/738476.html](https://www.pref.okayama.jp/page/738476.html)



お問合せ

岡山県飲食店等一時支援金受付係
【受付時間】9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日除く)

086-226-7972

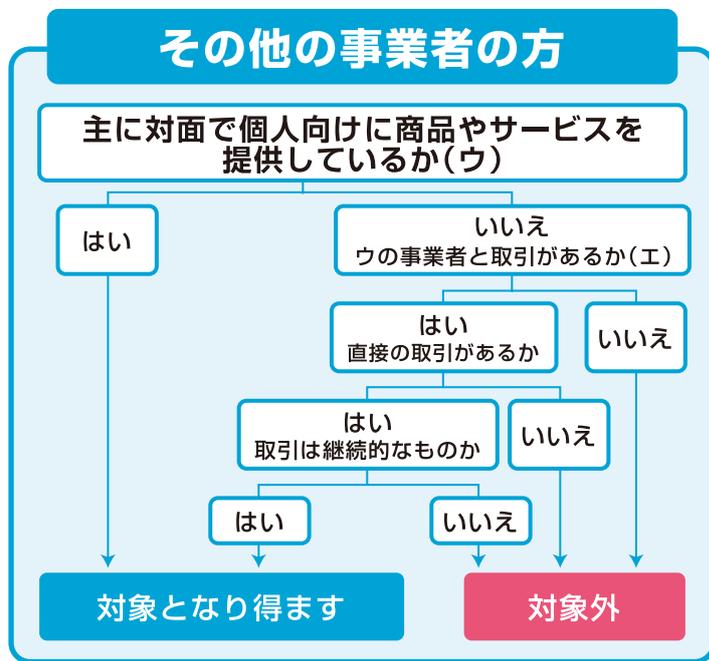
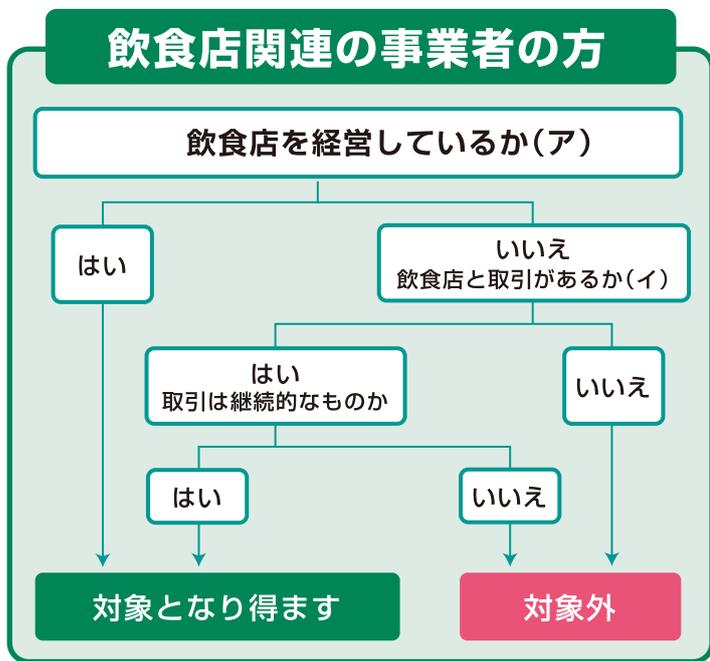
岡山県 一時支援金 第3期

検索

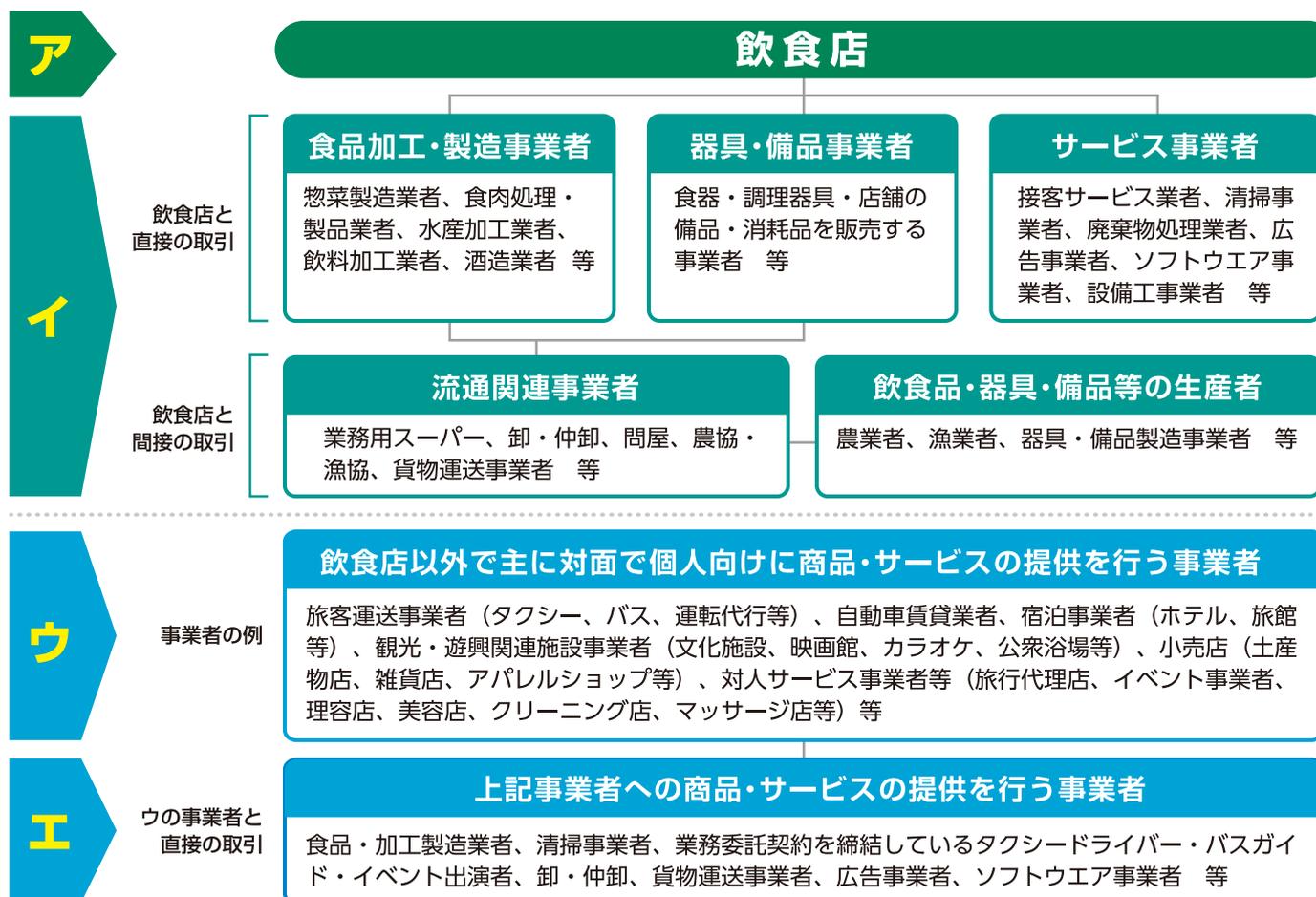
外出機会の減少による 影響を受けた事業者の考え方

(第2期から変更はありません)

※令和3年7月から9月における月次支援金又は、休業若しくは営業時間短縮の要請に伴う協力金(時短要請協力金、大規模集客施設協力金)の受給(予定)事業者は対象となりません。



対象となり得る事業者の例



岡山県を装った詐欺にご注意ください

県職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。